

盛岡広域振興局長告示第31号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年9月10日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
紫波郡矢巾町大字藤沢第7地割34番8	34.22	4.00～6.00	令和3年7月8日

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び矢巾町役場に備えておいて縦覧に供する。